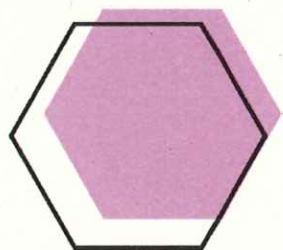


# 清掃協力団体制度 について

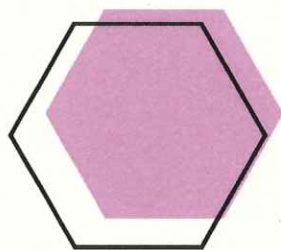
公園等の清掃を行う  
清掃協力団体を募集しています。



## 清掃協力団体

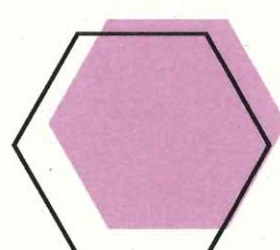
佐倉市内にある公園等の維持管理を目的とした活動を行います。佐倉市にゆかりのある成人5名以上で構成された団体が登録の対象となります。

主に、年3～4回の草刈りと月数回の公園清掃及びゴミ回収をお願いしています。



## 清掃協力団体制度とは

豊かな地域づくりに欠かすことのできない公園等の維持管理を目的として、ご協力いただける清掃協力団体に対し、佐倉市役所から清掃用具の貸与や謝礼金のお支払い等を通じてその活動を支援する制度です。



## 申請手続きについて

有志と共に活動したい公園等がありましたら公園緑地課までご相談ください。

詳細は裏面に記載しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

佐倉市役所 公園緑地課

285-0000 佐倉市海野隣寺町97

T E L 043-484-6165 メールアドレス kouen@city.sakura.lg.jp

# 清掃協力団体制度概要（裏面）

## 1. 清掃協力団体の要件

- ①市内在住の成人5名以上を含む団体  
(市内在学・勤務の方、市内に事業所を持つ法人に属する方も登録可能です)
- ②管理する公園・緑地と代表者が決定していること

## 2. お願いする活動内容

- ①年3～4回程度の草刈り
  - ②月1回程度の公園清掃・ゴミ回収
- ※委託業者による清掃・草刈は実施しませんが、低木剪定については業者が行います。

## 4. 公園緑地課が支援できること

- ①ゴミ袋に分別された刈草やゴミ等の回収
- ②清掃用具等の貸与や支給  
※予算の範囲内となりますが、できるだけご要望にお応えします。
- ③謝礼金(A+B)のお支払い(活動実績報告の提出が必要となります)  
A: 管理面積500㎡以上→12,000円、又は管理面積500㎡以下→6,000円  
B: 管理面積(㎡)×20円  
※年度中途でご協力いただいた場合も月割でお支払いします。

## 5. 事務手続きと活動の流れ

- ①有志と活動したい公園・緑地を決め、公園緑地課にご連絡ください。
- ②公園清掃協力団体登録申請書を公園緑地課に提出します。
- ③市から公園清掃協力団体登録通知書をお送りします。
- ④清掃用具を貸与・支給いたします。(可能な限りご要望にお応えします)
- ⑤年間作業計画にそって公園の草刈りや清掃をお願いします。
- ⑥活動実績の報告  
公園管理月報と季節ごとの作業状況が分かる写真を提出します。
- ⑦更新について(年度ごとに更新手続きが必要です)  
公園緑地課から必要書類を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご提出をお願いします。(メール・郵送可)

## 6. 謝礼金のお支払いについて

活動実績報告を確認したうえで、年度末に謝礼金をお振込みいたします。